

就 業 証 明 書

氏 名

生 年 月 日

昭和
平成

年

月

日

滋賀県看護職員修学資金
滋賀県立看護師等養成所授業料資金
※本書について、ご不明点等ございましたら、滋賀県
健康医療福祉部医療政策課までご連絡ください。
(TEL:077-526-8188)

- これより下はすべて就業先が記入・押印してください。
本人が記入・押印していると認められた場合は無効となります。
●就業証明欄の訂正は、就業先の訂正印で訂正してください。

滋賀県知事

上記の者は、

年

月

日

から

年

月

日

☐ 現在

☐ まで

就業先種別 該当する番号を記入(※1)	就業先施設所在地 都道府県・市町村まで記入	就業先施設名(※2)

※1 就業先種別は、裏面を参照のうえ、該当する種別の番号をご記入ください。

※2 就業先施設名は、実際に就業している施設名をご記入ください。(同一法人が複数個所に施設を開設している場合があるため)

☐ 保健師
☐ 助産師
☐ 看護師
☐ 准看護師
☐ 歯科衛生士
☐ 看護教員

として

☐ 週30時間以上

☐ 週20時間以上30時間未満

☐ その他
(内容:)

業務に従事

☐ している

☐ していた

休業および休暇等の期間

期 間	理 由 休暇の種類等を記入(例:産前産後休暇、病休、等)
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年

月

日

所 在 地

施 設 名

施 設 長 名

印

[注意]

- ①同一施設に勤務中に新たな資格を取得した場合(准看護師として勤務しており、その後看護師免許を取得した場合等)は、
用紙を分けてご提出ください。
②複数の施設に就業した場合は、全ての施設の証明が必要です。

➡年次有給休暇以外で、該当者が1月を超えて休業または休暇(法定休暇、法定外の休暇を問わず)を取得している場合は、
1月を超えて休業または休暇を取得している期間中の、休業または休暇等をすべて記入してください。

※被貸与者が就業期間中に1月を超えて休業または休暇を取得していない場合は、記入の必要はありません。

※この一覧は、必ずしも本資金の免除対象施設を示すものではありません。

<就業先種別一覧>

<病院>

1 病院

<診療所等>

2 診療所

3 助産所※助産師として就業する場合に限る

<障害児入所施設等>

4 乳児院※医療的ケア児を通わせるものに限る

5 保育所※医療的ケア児を通わせるものに限る

6 幼保連携型認定こども園※医療的ケア児を通わせるものに限る

7 児童養護施設

8 福祉型障害児入所施設※主として自閉症児または肢体不自由児を入所させる場合に限る

9 医療型障害児入所施設

10 児童発達支援センター※主として重症心身障害児または医療的ケア児を通わせる場合に限る

11 児童心理治療施設

12 児童福祉法第6条の2の2第3項に基づき厚生労働大臣が指定した独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

13 放課後児童健全育成事業を行う事業所(放課後児童クラブ)※医療的ケア児を通わせるものに限る

14 家庭的保育事業等(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業)を行う事業所※医療的ケア児を通わせるものに限る

15 児童発達支援事業を行う事業所※主として重症障害児または医療的ケア児を通わせる場合に限る

16 医療型児童発達支援事業を行う事業所※主として重症障害児または医療的ケア児を通わせる場合に限る

17 放課後デイサービス事業を行う事業所※主として重症障害児または医療的ケア児を通わせる場合に限る

<助産関係施設>

18 母子健康包括支援センター※助産を行う施設に限る

<自治体>

19 県※保健師として就業する場合に限る

20 市町※保健師として就業する場合に限る

<介護系施設等>

21 介護老人保健施設

22 介護医療院

23 訪問入浴介護事業を行う事業所

24 訪問看護事業を行う事業所

25 通所介護(デイサービス)事業を行う事業所

26 通所リハビリテーション事業を行う事業所

27 短期入所生活介護事業を行う事業所

28 特定施設入居者生活介護事業を行う事業所

29 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を行う事業所

30 夜間対応型訪問介護事業を行う事業所

31 地域密着型通所介護事業を行う事業所

32 認知症対応型通所介護事業を行う事業所

33 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所

34 地域密着型特定施設入居者生活介護事業を行う事業所

35 地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護事業を行う事業所

36 看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所

37 介護予防訪問入浴介護事業を行う事業所

38 介護予防訪問看護事業を行う事業所

39 介護予防通所リハビリテーション事業を行う事業所

40 介護予防短期入所生活介護事業を行う事業所

41 介護予防特定施設入居者生活介護事業を行う事業所

42 介護予防認知症対応型通所介護事業を行う事業所

43 介護予防小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所

44 地域包括支援センター※保健師として就業する場合に限る

45 療養介護事業を行う事業所

46 生活介護事業を行う事業所

47 自立訓練(身体機能の向上に係るものに限る)事業を行う事業所

48 養護老人ホーム

49 特別養護老人ホーム

50 救護施設

51 更生施設

<学校>

52 幼稚園※医療的ケア児を通わせるものに限る

53 小学校※医療的ケア児を通わせるものに限る

54 中学校※医療的ケア児を通わせるものに限る

55 義務教育学校※医療的ケア児を通わせるものに限る

56 高等学校※医療的ケア児を通わせるものに限る

57 中等教育学校※医療的ケア児を通わせるものに限る

58 特別支援学校※医療的ケア児を通わせるものに限る